

会費及び入会金規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）における会費について必要事項を定めることを目的とする。

第2章 会費及び入会金

(会費)

第2条

正会員の年会費は12万円とする。但し、新入会員については、前期入会者（1

月1日より5月末日までの入会者)5万円、後期入会者(6月1日以降の入会者)
2万5千円とする。

2. 賛助会員の年会費は、1口1万円とする。
3. 名誉会員及び特別会員の会費は徴収しないものとする。
4. 入会年度の会費の納入については、会員資格規程第9条に定める。

(会費の減額)

第3条

会員資格規程第17条第1項第1号及び第2号に定める休会者は、休会の次年度より復帰した年度までの会費を年3万円とする。

2. 会員資格規程第19条第1項に定める者は、届出の翌年度より同規程同条第2項の義務免除期間の末日までの会費を年3万円とする。

(入会金)

第4条

入会金は2万円とする。

(会費及び入会金の使途)

第5条

前項の会費は、公益目的事業に10%以上、その残額をその他の事業及び法人会計に使用する。但し、入会金のうち特定資産として積み立てるものは、この対象としない。また、その他の事業に使用した残額があるときは、これを公益目的事業に使用することができる。

2. 前条の入会金は、法人会計に1万円、事業特定資産と大山賞特定資産にそれぞれ5千円ずつ、繰り入れるものとする。

(会費の納入時期)

第6条

年会費は、毎年1月末日までに一括で納入し、または、1月末日と5月末日までの2期（1期の額を支払うべき年会費の半額とする。）に分納しなければならない。

但し、理事長が正当な理由があると認めるときは、その日以後の会費の納入の延期または月1万円以上であって年12回以下の範囲において会費の分納をすることができる。

(正当な理由による会費納入の延期または分納の申請)

第7条

前条但書による会費納入の延期または分納は書面をもって、理事長に申請しなければならない。

(会費納入の勧告)

第8条

年会費及び入会金を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事が当該会員に勧告することができ、悪質な場合には理事会に報告することができる。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第9条

本規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成23年12月12日より改定する。

この規程は、令和2年9月2日より改定する。

